六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除き、特別区を含む）に係るものに限る。）	（項）　地域子ども・子育て支援事業費 （目）　子ども・子育て支援交付金	［項を削る。］	
	（項）　子ども・子育て支援推進費 （目）　子ども・子育て支援推進費補助金（市町村（特別区を含む。）に係るものに限る。）	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	一　法第五条の規定による交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知 六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七　法第十二条の規定による状況報告の受理 八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十　法第十四条の規定による実績報告の受理

六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除き、特別区を含む）に係るものに限る。）	（項）　地域子ども・子育て支援事業費 （目）　子ども・子育て支援交付金	［項を加える。］	
	（項）　子どものための教育・保育給付 （目）　子どものための教育・保育事業費補助金	全ての都道府県	一　法第五条の規定による交付の申請の受理 二　法第十四条の規定による実績報告の受理